

# 地籍調査の実施について

町では、平成17年度に旧原地区の地籍調査事業に着手し、現在まで海沢地区(神庭・一付・柿平)の宅地周りを中心に調査を進めています。

令和2年度は、海沢地区(下野・中野)を地籍調査事業の実施範囲とするため、7月から8月中に該当する土地の所有者を対象とした説明会を実施します。土地所有者のみなさんには文書で通知しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

**○地籍調査とは**  
人に関する記録として戸籍がありますが、これに対して土地に関する記録を「地籍」と言います。地籍調査は、一筆ごとの土地について境界・所有者・地番・地目の調査および境界の位置・面積の測量を行い、簿冊(地籍簿)と正しい地図(地籍図)を作成します。

## ○地籍調査の必要性

現在、登記所に備え付けられている登記簿や地図(公図)は、その多くが明治時代の地租改正時に作成された記録をもとにしており、長い年月を経た今日では、登記簿記載の面積が実際とは異なっていたり、公図に描かれた境界や形状が不明確であったりするため、土地の正確な情報を把握することが困難な場合が多いのが実態です。地籍調査は、このような状況を改善し土地に関する記録(地籍)を明確化する事業です。

## ○地籍調査のメリット

- ・土地トラブルの未然防止や土地取引の円滑化
- ・災害のすみやかな復旧
- ・固定資産税の課税の適正化
- ・土地所有者などの費用負担はありません

## ○地籍調査の流れ

### ①説明会の開催

②境界の確認(一筆地調査) 公図などを基に作成した資料を参考に、調査担当者が現地を訪ねます。境界を挟んだ土地所有者の方々に双方の合意の上で土地の境界を確認していただき、土地の範囲を明らかにしていきます。

\*地籍調査では、この一筆ごとの調査が大変重要になります。

③境界の測量(地籍測量) 杭の設置や測量を行い、その結果を基に正確な地図(地籍図)を作成します。

④結果の確認(閲覧) 作成した地籍図と地籍簿は一定の期間を設け土地所有者の方々に閲覧していただき確認を行います。ここで確認された結果が、最終的な地籍調査の成果となります。

⑤登記所へ送付 地籍調査の成果(登記簿と地籍図)は、その写しが登記所に送付され、以降不動産登記の資料として活用

されます。

※問い合わせは、環境整備課 83-2367

## ペット(犬・猫など)の飼い主マナーについて

飼い主が正しい飼い方を知らない、ペットの健康を害するだけでなく、人に迷惑や危害を及ぼす原因にもなります。

ペットを飼うということは、そのペットが生涯にわたって快適な環境で暮らせるように愛情と責任を持つことです。

ご近所や地域の迷惑とならないよう社会の中でのルールを守って飼育してください。

犬や猫がふん尿をした場合の後始末は、飼い主の責任です。外でむやみにふん尿をしないように、トイレのしつけや排泄場所の手入れなどを行う必要があります。

犬や猫が好きな方もいれば、苦手な方もいますので、飼い主はマナーを守って適切な飼育を心掛けましょう。

※問い合わせは、環境整備課 83-2317

## カット

## 《役場職員の異動》

7月1日付\*係長以上

○係長職

議会事務局議会係長

「昇格」 徳王真理

**サマージャンボ7億円**  
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

**サマージャンボミニ1千万円**  
(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円

**7月14日(火)2種類同時発売!**

発売期間 7/14(火)~8/14(金)

公益財団法人東京都区市町村振興協会

